5　海上労働遵守措置認定書に含めることができる情報の種類の例は、付録B五―Iに定める。

6　A3 5.1.基準14(c)に規定する船舶がその旗国を変更する場合において、関係する双方の国がこの条約を批准しているときは、その変更の前に当該船舶の旗国であった加盟国は、他方の加盟国の権限のある機関に対し、当該船舶が旗国を変更する前に備えていた海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書の写しをできる限り速やかに送付すべきであり、また、旗国の変更後三箇月以内に当該権限のある機関が要請する場合には、関連する検査報告の写しを当該権限のある機関に送付すべきである。

第4 5.1.規則　検査及び執行

1　加盟国は、定期的な検査、監視その他の管理のための措置の効果的なかつ調整の図られた制度を通じて、自国を旗国とする船舶が国内法令により実施されるこの条約上の義務を遵守していることを確認する。

2　1の規定に基づく検査及び執行の制度に関する詳細な要件は、規範A部に定める。

A4 5.1.基準　検査及び執行

1　加盟国は、自国を旗国とする船舶の船員に係る条件に関する検査（この条約上の義務が履行されていること並びに、必要な場合には、海上労働遵守措置認定書に記載された労働条件及び生活条件に関する措置がとられていることの確認を含む。）の制度を維持する。

2　権限のある機関は、1の規定に基づく責任を果たすため、資質を有する十分な数の検査員を任命する。加盟国は、認定された団体が検査を行う権限を与えられている場合には、検査を行う職員がその職務を引き受けるための資質を有することを要求し、及び当該職員に対しその職務を遂行するために必要な法的権限を与える。

3　検査員が確認を行い、及び1の規定に基づきこの条約の遵守を確保することができるようにするため、検査員が必要な又は望ましい訓練を受けること並びに必要な又は望ましい能力、付託事項、権限、地位及び独立性を有することを確保するための適当な措置がとられなければならない。

4　検査は、必要な場合には、A3 5.1.基準に規定する間隔で行う。この間隔は、いかなる場合にも、三年を超えてはならない。

5　加盟国は、自国を旗国とする船舶がこの条約上の義務を遵守していないこと又は海上労働遵守措置認定書に記載された措置の実施において重大な不備があることについて、明らかに根拠がないとは認められない苦情を受け、又は証拠を得た場合には、その問題を調査し、及び認められた不備を是正するための措置がとられることを確保するために必要な措置をとる。

6　加盟国は、検査員が政府の変更及び不当な外部からの影響と無関係であることを確保するための地位及び勤務条件を享受することを保障するため、適切な規則を定め、効果的に実施する。

7　遂行する任務に関する明確な指針を与えられ、及び正当な証明書を所持する検査員は、次のことを行う権限を有する。

(a)　加盟国を旗国とする船舶に乗船すること。

(b)　基準が厳格に遵守されていることを確認するために必要と認める調査、検査又は質問を行うこと。

(c)　不備を是正することを要求すること並びに、その不備がこの条約上の義務の重大な違反（船員の権利の重大な侵害を含む。）に当たり、又は船員の安全、健康及び保安に対する重大な危険をもたらしていると信ずるに足りる理由がある場合には、必要な措置がとられるまで船舶の出港を禁止すること。

8　7(c)の規定に基づいてとる措置は、司法当局又は行政当局に対し不服申立てを行う権利の行使の対象となる。

9　検査員は、この条約上の義務の明白な違反であって関係する船員の安全、健康又は保安を脅かすものがなく、かつ、類似の違反の前歴がない場合には、司法上の手続の開始又は勧告に代えて、助言を与える裁量を有する。

10　検査員は、船員の労働条件及び生活条件に関する危険若しくは不備又は法令に対する違反について申し立てられる苦情については、その出所を秘密のものとして取り扱うものとし、そのような苦情の結果として検査を行ったことを船舶所有者、船舶所有者の代表者又は船舶の運航者に知らせてはならない。

11　検査員は、実効的な検査を妨げ、又は船舶所有者、船員その他の利害関係者との関係においてその権威若しくは公平性を害するおそれのある量又は性質の任務を引き受けてはならない。特に、検査員は、

(a)　検査することが求められている運航について直接又は間接に利害関係を有することを禁止される。

(b)　職務上知り得た商業上の秘密、非公開の作業工程又は私的な性質を有する情報をその職を退いた後も漏らしてはならない。それらの漏えいは、適当な制裁又は懲戒処分の対象となる。

12　検査員は、各検査の報告を権限のある機関に提出する。英語又は船舶内の常用語による当該報告の写し一通は、船長に提供し、他の写しは、船員の参考のため船舶内の掲示板に掲示し、及び要請に応じて船員の代表者に送付する。

13　加盟国の権限のある機関は、自国を旗国とする船舶の船員に係る条件に関する検査の記録を維持する。当該権限のある機関は、一の年の終了後、六箇月以内の合理的な期間内に、検査に係る活動に関する年次報告を公表する。

14　重大な事件の発生を受けて調査が行われる場合には、その報告は、実行可能な限り速やかに、遅くとも当該調査の終了後一箇月以内に権限のある機関に提出する。

15　この基準の規定に基づいて検査を行い、又は措置をとる場合には、船舶を不当に抑留し、又はその出航を不当に遅延させることのないように、あらゆる合理的な努力を払う。

16　検査員の権限の不法な行使の結果として被った損失又は損害に対しては、国内法令に従って賠償が支払われる。個々の事案についての立証責任は、申立てを行った者にあるものとする。

17　加盟国は、この条約上の義務の違反（船員の権利の侵害を含む。）及び検査員の職務の遂行に対する妨害について適当な罰則その他是正措置を定め、それを実効的に実施する。

B5 1.4 指針　検査及び執行

1　権限のある機関並びに船員の労働条件及び生活条件の検査の全部又は一部に関係する他の機関は、その任務を遂行するために必要な手段を有すべきである。特に、

(a)　加盟国は、必要に応じて正当な資格を有する技術者及び専門家に検査員の作業の支援を要請することができるよう必要な措置をとるべきである。

(b)　検査員は、便利な場所にある施設、設備及び交通手段であって当該検査員の任務の効果的な遂行に適したものを提供されるべきである。

2　権限のある機関は、この条約に関連する検査及び執行に係る活動について一貫性を確保し、及び他の方法により指導するため、遵守及び執行に関する方針を作成すべきである。この方針の写しは、全ての検査員及び関係する法執行の職員に提供すべきであり、また、公衆並びに船舶所有者及び船員が利用することができるようにすべきである。

3　権限のある機関は、この条約上の義務の違反（船員の権利の侵害を含む。）の可能性に関し船員が直接又はその代表者を通じて提供する情報を秘密のものとして受領することができるようにするため及び検査員がそのような事項を迅速に調査することを認めることができるようにするため、次のことを含む簡易な手続を定めるべきである。

(a)　船長、船員又は船員の代表者が必要と認める場合にはこれらの者が検査を要請することができるようにすること。